

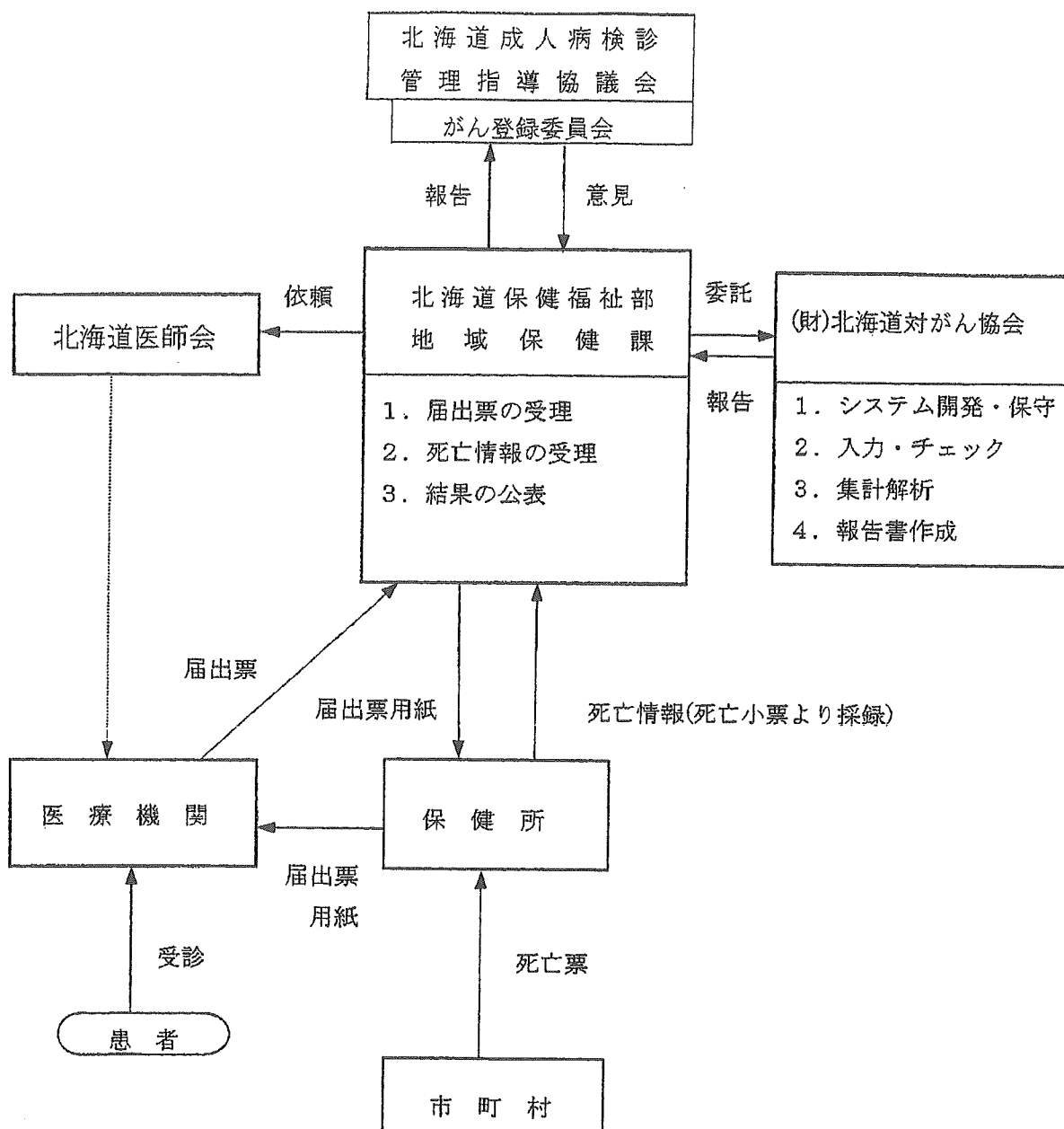
## 資料2: 事前調査回答の添付資料

事前調査の際に、各団体(都道府県)から提供された資料を一部集計し資料として、掲載します。

## 1. 登録票、情報フロー図、要綱、登録情報利用に関する規程



## 2. がん登録システム



## 1. 北海道悪性新生物（がん）登録実施要領

施行	昭和47年4月1日	改正	昭和50年4月1日
改正	昭和48年4月1日	改正	昭和59年1月24日
改正	昭和49年4月1日	改正	平成3年11月6日

### 第1 趣旨

本道における総合的ながん対策の一環として悪性新生物（以下「がん」という。）患者の実態を把握する。

### 第2 登録がんの範囲

登録の対象とするがんは、疾病、障害および死因の統計分類を参考にした別表の一覧表に掲げる疾患とする。

### 第3 登録の方法

- 1 医療機関及び北海道対がん協会（以下「医療機関」という。）は、患者（入院、通院の区別なし）を診断したときは、すでに他の医療機関からの届出の有無にかかわらず届出票に必要事項を記入のうえ、速やかに北海道保健福祉部地域保健課（以下「保健福祉部」という。）あてに送付するものとする。
- 2 保健所は、人口動態調査死亡票の死亡原因のいずれかの欄にがんの病名が記載されているときは、それを複写（コピー）し（他保健所に移送する分をも含む）、前月分をとりまとめのうえ1部を翌月末日までに保健福祉部あてに送付するものとする。（道外からの移送分については、保健福祉部で処理する。）
- 3 医療機関から保健福祉部に届出票を移送するときは、料金受取人払いの親展封筒を使用するものとする。
- 4 医療機関が使用する届出票及び親展封筒は、保健福祉部から保健所を通して配布する。

### 第4 登録の開始時期

医療機関からの届出及び保健所からの報告は、昭和47年4月1日以降に診断、または死亡した患者について行うものとする。

### 第5 結果の発表

がん登録の集計とりまとめは、北海道成人病検診管理指導協議会がん登録委員会（以下「委員会」という。）に諮り、その結果を年1回公表するものとする。

### 第6 秘密の保持

- 1 がん登録業務に従事した医師及び関係職員は、患者について業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 2 道に提出された届出票の管理は厳重に行い、秘密の保持に万全に期するとともに道の管理上の問題が生じた場合には道の責任で処理する。
- 3 がん登録に関連して行う調査及び届出票の閲覧は、委員会に諮り、その決定に従って行う。

### 第7 届出票等の整理保管

保健福祉部が届出票等の整理保管を行う要領については、別に定めるものとする。

A票 診断時提出用

青森県悪性新生物患者届出票

No 067761

Medical institution location, patient name, sex, age, residence, diagnosis date, and other administrative information form.

※ 診断名・部位、組織診断名は下記の該当する所見に○をつけて、確認の上、上記の診断名・部位、病理組織診断欄に記入して下さい。

表1 診断名・部位

Table mapping clinical codes (C16-C32) to anatomical sites and histological types.

表2 組織診断名

Table listing histological types for various organs: 胃 (Stomach), 肺 (Lung), 子宮頸 (Cervix), 子宮体 (Uterus), 膀胱 (Bladder), 腎 (Kidney), 腸 (Intestine), 肝 (Liver), 膵臓 (Pancreas), 卵巣 (Ovary), 乳腺 (Breast), 大腸 (Colon), 甲状腺 (Thyroid).

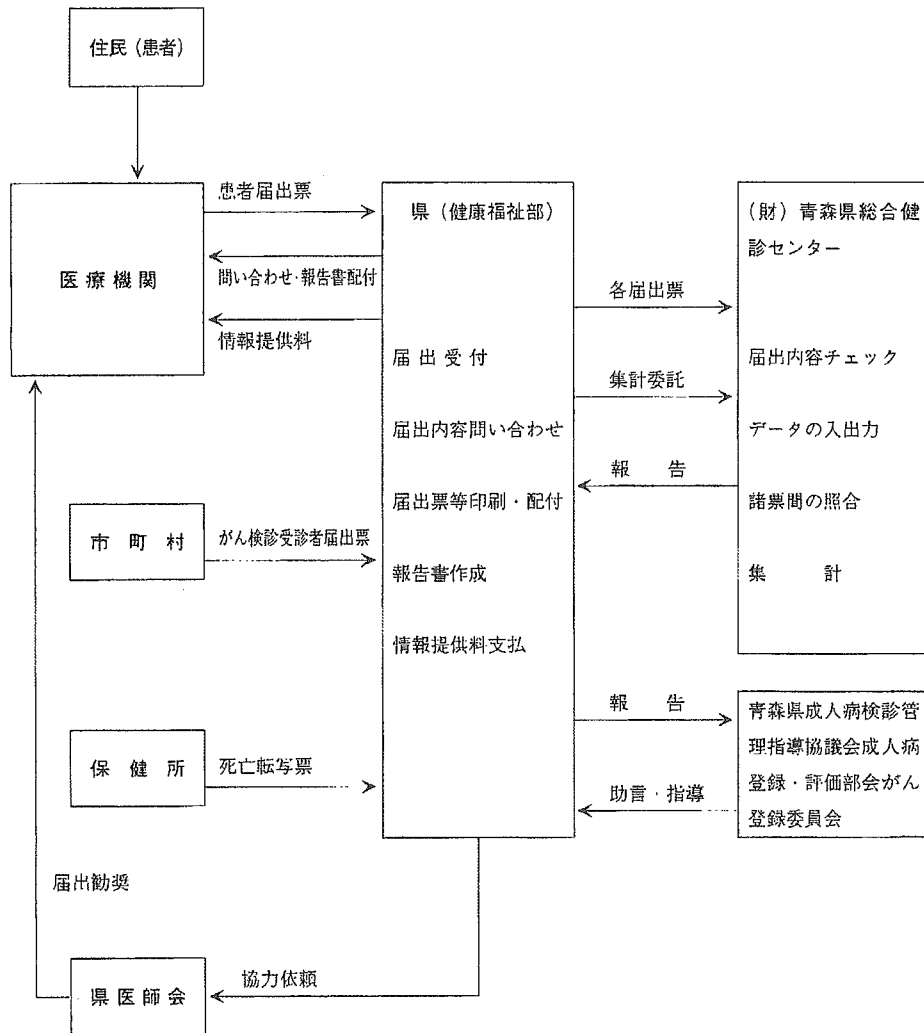
医療機関名・所在地		記入年月日		年	月	日
届出医師名		ID番号又は施設加付番号				
		医療機関コード				
フリガナ		性	1 男	生年	(1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成)	
患者氏名		別	2 女	月日	年	月 日
患者住所		喫煙歴	1 吸う 2 吸わない 3 やめた 4 不明			
受診動機	1 集団検診 (ア 地域 イ 職場 ウ その他) 2 健康診断 (ア 人間ドック イ 職場 ウ その他) 3 他疾患で治療中 4 関連する自覚症状 ( 年 月頃から) 5 その他 ( ) 6 不明					
診断根拠 (複数回答可)	1 臨床所見 2 X線検査 3 内視鏡 4 超音波 5 CT 6 MRI 7 RI 8 細胞診 9 手術(肉眼) 10 剖検 11 病理組織診断 12 その他 ( )					
診断名・部位	病理組織診断		1 有 2 無 組織診断名 ( )			
診断年月日	年	月	日	重複がん	診断名・部位 ( ) 組織診断名 ( ) ※ 重複がんがある場合は、届出票を各々について1紙提出します。	
紹介元			紹介先			

キリトリセン

最終診断 (手術等による)

病理組織診断名			初発・再発	1 初発 2 再発 3 不明	重複がんの有無	1 有 2 無
※ 最終診断で変更する場合は、記載して下さい。						
臨床進行期分類	胃がん	病期 Ia Ib II IIIa IIIb IVa IVb	多量がん	1 有 ( ) 個 2 無		
		組織学分類 m sm mp ss se si	肉眼分類	I IIa IIb IIc IIa+IIc III		
		根治度 A B C		1 2 3 4 5 型		
	肺がん	病期 0 I II IIIA IIIB IV	T ( ) N ( ) M ( )	(部位: 1 頭 2 骨 3 肝 4 その他)		
	子宮頸がん	病期 0 Ia1 Ia2 Ib1 Ib2 IIa IIb IIIa IIIb IVa IVb				
	子宮体がん	病期 0 Ia Ib Ic IIa IIb (II) IIIa IIIb IIIc (III) IVa IVb				
	乳がん	病期 0 I II IIIa IIIb IV	T ( ) N ( ) M ( )	n ( )		
	局在	A B C D E C' その他				
大腸がん	病期 0 I II IIIa IIIb IV	多量がん	1 有 ( ) 個 2 無			
	組織学分類 m sm mp ssa1 sea2 sia1	肉眼分類	I p l sp l s IIa IIb IIc III			
	根治度 A B C		1 2 3 4 5 型			
上記以外のがん	病期 ( ) 期					
進展度	1 上皮内 2 限局 3 所属リンパ節転移 4 隣接臓器浸潤 5 遠隔転移 6 不明					
治療内容 (複数回答可)	1 手術 (a 治療切除 b 非治療切除 c その他) 2 放射線療法 3 化学療法 4 ホルモン療法 5 免疫療法 6 内視鏡切除 7 対症療法のみ 8 その他の治療 ( ) 9 診断のみで治療なし					
腫瘍の大きさ (cm)	1	x	x	2	x	x
入院の有無	1 有 2 無	入院日	年	月	日	退院日
手術年月日	年	月	日	死亡年月日	年	月 日
報告時又は退院時所見	1 治療期待 2 略治 3 軽快 4 不変 5 増悪 6 死亡 7 剖検の有無 8 1 有 2 無					
退院時指示	1 当院への通院 2 当院での往診 3 他院への紹介 4 その他					

### Ⅲ 青森県がん登録事業体系図





## Ⅱ 青森県がん登録事業実施要綱

### (目 的)

第1 がん予防対策を効果的、効率的に実施するため、青森県成人病検診管理指導協議会（以下「協議会」という。）の指導のもとに、がんの登録事業を実施し、り患率、受療状況、生存率等の集計及び解析を行うことを目的とする。

### (事業内容)

第2 事業内容は以下のとおりとする。

- (1) 本事業の登録対象となる者は、検診を受診した者のうち必要と認める者、がんり患者、がんによる死亡者とする。
- (2) 登録は、個人ごとに行うものとし、その集計は、地域、性別、年齢階級別等に行うものとする。
- (3) 集計整理した情報に基づき、がんのり患率、受療状況、生存率等について解析を行うものとする。
- (4) 解析は、年を単位としてまとめ、その結果を関係機関に提供するものとする。

### (実施方法)

第3 本事業を円滑に実施するために、青森県成人病検診管理指導協議会成人病登録・評価部会がん登録委員会において、登録の具体的項目の選定、解析等の業務を行うものとする。

- 2 本事業における集計は、(財)青森県総合健診センターに委託して行うものとする。

### (秘密保持)

第4 本事業実施に当たっては、個人の秘密が保持されるよう厳重に注意するものとする。

- 2 集計の委託契約にあたっては、前項に規定する秘密の保持について契約上特段の配慮をするものとする。

### (雑 則)

第5 本事業実施にあたっての具体的実施内容及び方法については別に定めるものとする。

### (附 則)

この要綱は、昭和63年5月23日から施行する。

この要綱は、平成7年1月27日から施行する。

この要綱は、平成10年9月29日から施行する。

## 青森県がん登録事業に係る資料利用に関する取扱要領

### (目的)

第1 この要領は、青森県がん登録事業実施要綱第5に基づき、青森県がん登録事業に関する資料（以下「登録資料」という。）の利用手続を定める。

### (利用の申請)

第2 登録資料を利用しようとする者は、青森県（以下「県」という。）に青森県がん登録資料利用申請書（以下「申請書」という。）を提出するものとする。

### (提供の審査)

第3 県は登録資料の利用の申請があったときは、青森県成人病検診管理指導協議会（以下「協議会」という。）に青森県がん登録資料提供に係る伺い書を送付し、資料提供の可否について審査を求める。

### (書面による表決)

第4 協議会は県から審査を求められたときは、以下の基準に照らして、当該申請に係る登録資料の提供の可否について、書面により表決する。

- (1) 登録資料の利用が、がん予防の推進、がん医療の向上に寄与するものであること。
- (2) 登録資料の内容が個人を特定できる場合にあつては、登録資料の利用について、申請者の所屬する機関等の倫理審査委員会の承認を受けていること。
- (3) 利用する登録資料が利用目的を達成する上で必要最小限のものであること。
- (4) 登録資料の提供により個人又は第三者の権利利益侵害の可能性が低いこと。

2 前項の規定による、提供の可否は、委員の過半数の賛成をもって決する。ただし、賛否同数のときは、会長の決するところによる。

### (申請の承認)

第5 協議会が前条の規定により登録資料の利用を承認した場合には、県は申請者に青森県がん登録資料利用承認書を交付の上、資料を提供する。

### (条件の付与)

第6 県は、登録資料の提供にあたり、利用の方法等について条件を付することができるものとする。

### (利用に関する責務)

第7 申請者は、受領後の登録資料の取扱いについては、以下に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 青森県がん登録資料受領書を速やかに提出すること。
- (2) 申請書に記載された目的以外に資料を利用しないこと。
- (3) 申請書に記載された資料の利用の期間、方法等を遵守すること。

- (4) 登録資料から得た個人情報を漏らさないこと。
- (5) 登録資料から得た個人、家族、届出医療機関と接触しないこと。
- (6) 利用期間が終了したとき、又は利用期間内であっても研究目的が完了したときには、提供を受けた登録資料の全てを、速やかに県に返却又は消去し、直ちに「資料返却・消去報告書」を県に提出しなければならないこと。
- (7) 資料に関わる全ての機密保持を厳守すること。

### (その他)

第8 この要領に定めるものの他、必要な事項は別に定めるものとする。

### (附則)

この要領は、平成15年 2月18日から施行する。

【 県医師会用 】

秘

悪性新生物患者届出票

岩手県医師会

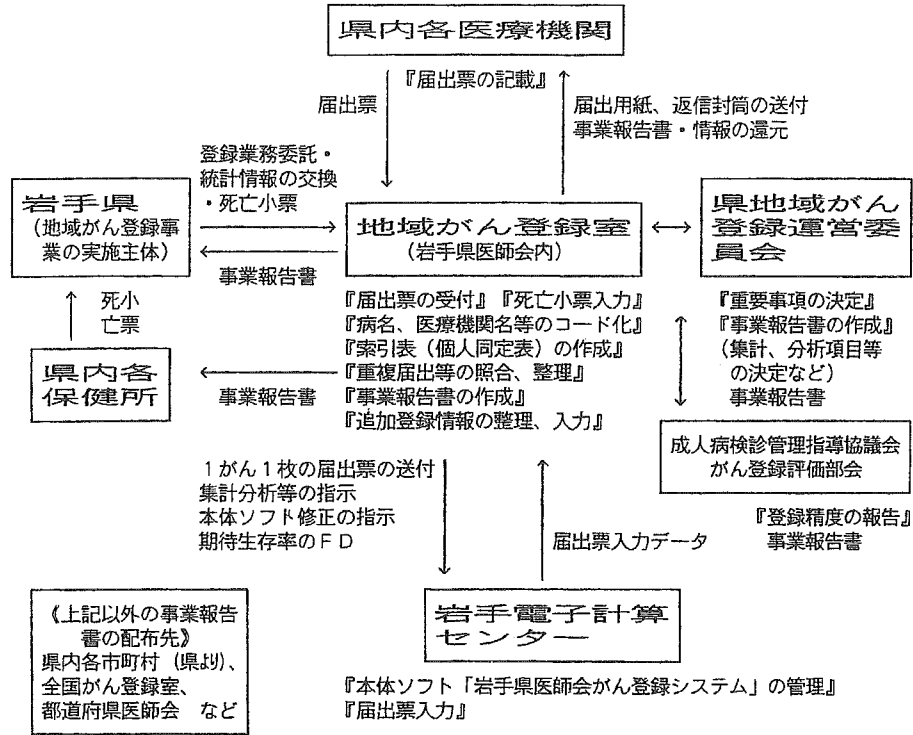
		1. 受付番号 ※			
		2. 受付年月日 ※		年 月 日	
		3. 登録番号 ※			
5. 届出医療機関 ※		医療機関名		4. 記入年月日 平成 年 月 日	
所在地		6. 診療科		※	
		担当医師名			
7. フリガナ		8. 性別		9. 生年月日	
患者氏名		1 男 2 女		1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 年 月 日	
10. 患者住所				※	
11. 来院の動機 1 有訴受診 2 集団検診(個人<個別> 検診を含む) 3 健康診断(ドック含む) 4 他の医療機関より紹介(出来るだけ使用せず本欄の1.2.3と記入のこと) 5 その他 6 不明					
診 断	12. 診断年月日		13. 初診年月日(診断年月日不明の場合) ※		
	平成 年 月 日		平成 年 月 日		
	14. 診断名(部位、原発、続発の別)				
	(続発の場合は原発巣)				
断	15. 組織診断		16. 組織診断名		
	1 有 2 無				
17. 進行程度 1 上皮内(m癌や所謂早期癌は本欄の2と記入のこと) 2 当該臓器に眼局 3 所属リンパ節転移 4 隣接臓器浸潤 5 遠隔転移 6 該当なし 7 不明					
治 療	18. 入院年月日		19. 退院年月日		20. 治療開始年月日
	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		平成 年 月 日		平成 年 月 日
21. 手術年月日 平成 年 月 日					
22. 治療方法 1 手術 - 内視鏡的手術を含む(1 治療的切除 2 非治療的切除 3 その他) 2 放射線(実施項目 全てに○) 療法 3 化学療法 4 ホルモン療法 5 免疫療法 6 肝・アルコール注入療法(塞栓術などを含む) 7 その他 8 なし又は対症療法のみ					
死 亡	23. 死亡年月日		24. 死因		25. 剖検
	平成 年 月 日		1 腫瘍死 2 非腫瘍死 3 不明		1 有 2 無 3 不明
26. 重複がん(がんの数だけ票を提出のこと) 1 有 2 無 3 不明					

貴院のカルテ(整理)番号 \_\_\_\_\_

- 注意事項
- ・この届出票は統計作成の目的以外には使いません。
  - ・主治医の許可なく患者に直接問い合わせ等をすることはありません。
  - ・記入方法の詳細については、冊子「岩手県地域がん登録の手引き」をご覧ください。
  - ・入院患者については診断時及び退院時、外来患者は診断時及び治療完了時にご提出下さい。
- ※は記入しないで下さい。

## 第2章 業務作業の流れ（フローチャート）

平成15年 現在



注1  は主要機関名、『 』は主要業務、矢印は資料・情報等の流れである。

注2 報告書作成のための届出票の入力の締め切りは、当該年終了2年6月後としている。但し、締め切後に提出された届出票は毎年照合、追加入力し、追加分を加えた情報は、その後の報告書に主要部分のみ掲載している。

注3 使用コンピューター  
SOTEC Micro PC STATION 366  
独自ソフト：『岩手県医師会がん登録システム』

## 第3章 登録室での使用機器・ソフトウェア

1) 本体機器・ソフトウェア

平成15年 現在

1. 本体機器、周辺機器及びソフトウェア

# 岩手県地域がん登録実施要綱

## （目的）

第1条 近年におけるがん死亡の増加に鑑み、県内に発生したすべてのがん患者及びその疑いがある者の登録を実施することにより、がんの罹患率の測定、がん患者の受療状況、生存率等を測定し、その解析結果等を医療機関等に提供し、もってがんの予防の推進並びにがん医療の向上に資するとともに、県民の保健衛生の向上に寄与することを目的とする。

## （事業実施主体）

第2条 本事業の実施主体は岩手県とし、事業の運営は社団法人岩手県医師会に委託して実施するものとする。

## （事業内容）

第3条 県内に発生したすべてのがん患者の発症と経過に関する情報を収集し、これを基礎データとして登録し、罹患率、受療状況、生存率等の計測及び解析を行い、県内のがん実態を時系列的に把握することとし、具体的な実施に関しては、「岩手県地域がん登録実施要領」により行うものとする。

- （1）がん患者の登録管理及び追跡調査
- （2）登録票の集計及び解析
- （3）医療機関等への情報提供
- （4）その他がん登録事業に必要な調査研究

## （関係医療機関等の協力）

第4条 本事業は、県内全医療機関、検診機関、病理組織検査機関及び保健所の全面的な協力を得て行うものとする。

## （秘密の保持）

第5条 この事業に従事した医師その他の関係者は、患者について業務上知り得た秘密については、これを厳守するものとする。

## 附 則

この要綱は、平成2年1月1日から施行する。

この要綱は、平成14年5月13日から施行する。

# 岩手県地域がん登録実施要領

## (趣 旨)

第1 この要領は、「岩手県地域がん登録実施要綱」の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (がん疾患の範囲)

第2 登録の対象は、すべての悪性新生物及び性状不詳・性質の明示されない新生物とする。

## (登録の対象)

第3 県内の医療機関、検診機関及び病理組織検査機関の医師は、第2に規定する疾患及びその疑いのあるもの並びに保健所に報告された死亡者を対象とする。

## (登録の方法)

第4 がん登録の方法は次のとおりとする。

### (1) 診断時の届出

県内の医療機関、検診機関及び病理組織検査機関の医師は、第2に規定する疾患又はその疑いがあると患者を診断したときは、「悪性新生物患者届出票」に所要事項を記載のうえ、岩手県医師会（以下「県医師会」という。）あて届出ることとし、診断時における届出は次に掲げる場合も行うものとする。

- 1) すでに他の医師からの届出の有無にかかわらず患者と診断したとき
- 2) 治療が終了し又は治療を中止しているものが再び受療したとき
- 3) 届出済の患者が新たに別のがんに罹患したと診断したとき

### (2) 退院時又は初回治療完了時の届出

医療機関にあっては上記(1)の診断時の届出のほかに、入院患者については退院時、外来患者については初回治療完了時にも「悪性新生物患者届出票」を同様に提出するものとする。

### (3) 死亡時の届出

岩手県保健福祉部長は、厚生労働省の承認のもとに、県内各保健所長が人口動態調査死亡小票から部分転写した情報を取りまとめ、岩手県医師会長に毎年送付するものとする。

### (4) 登録データの作成

- 1) 県医師会は、第4による届出を受けたときはがん患者及びその疑いのあるもの並びに死亡者を登録し、そのデータを保管するものとする。

2) 県医師会は照合、集計された資料に基づき、次の疫学的解析を行い、その結果を岩手県知事及び協力医療機関に報告するものとする。

- ア、年間届出数
- イ、罹患数（罹患率）
- ウ、死亡数（死亡率）
- エ、有病率
- オ、生存率
- カ、受療率
- キ、入院率
- ク、治療方法
- ケ、その他疫学に必要な事項

（届出票等の配布）

第5 届出票及び封筒等は、県医師会から直接各医療機関、検診機関及び病理組織検査機関に配布するものとする。

（届出開始期日）

第6 届出は、平成2年1月1日以降診断した患者及びその疑いのあるものの並びに死亡者について行うものとする。

（情報の利用）

第7 情報の利用は次のとおりとする。

- (1) 本事業で得た情報により、岩手県地域がん登録事業報告書を作成する。
- (2) 本事業で得た情報は、個人情報保護条例の趣旨に鑑み、個人情報の保護に十分配慮しつつ、がん原因の究明、がん予防活動の評価、医療活動の評価等、がんの予防の推進並びにがん医療の向上に寄与する目的で利用することができる。その手続きについては別に定める。

（その他）

第8 この要領に定めるもののほか、必要な事項はその都度運営委員会で協議のうえ定めるものとする。

附 則

この要領は、平成2年1月1日から施行する。

この要領は、平成14年5月13日から施行する。

# 岩手県地域がん登録資料の利用に関する規定

## (目的)

第1条 この規定は、岩手県地域がん登録実施要領の第7(2)に基づき、岩手県医師会地域がん登録室が取り扱う、主にがん患者の個人情報及び医療機関の診療に関する情報（以下「登録資料」という）の利用について、必要な事項を定める。

## (利用申請者の範囲)

第2条 登録資料の利用を申請できる者（以下「利用者」という）は次の者とする。

- (1) 岩手県地域がん登録事業に協力している医師及び医療関係機関。
- (2) がんの診断、治療及び予防を目的とし、岩手県地域がん登録運営委員会委員長（以下「委員長」という）が承認した者。

## (登録資料の利用)

第3条 利用者は登録資料の利用にあたっては、本規定に定める利用手続きを経なければならない。

## 《A：集計数値の登録資料利用》

《関係条項：第4条－第7条、関係利用申請用紙等：様式第1号－第2号》

## (集計数値資料の利用申請)

第4条 岩手県地域がん登録事業報告書に掲載された以外の、個人同定項目のない集計数値に関する資料の利用を希望する者は、委員長あてに「数値資料利用申請書」（様式第1号）により申請しなければならない。

## (集計数値資料の利用審査)

第5条 前条の申請があった場合、委員長は次の基準により申請内容を審査し、適当と認める場合は、集計数値資料の利用を承認することができる。

- (1) 研究ががんの診断、治療及び予防を目的としていること。
- (2) 研究の公益性が高いこと。
- (3) がん登録資料利用の必要性が高いこと。
- (4) 提供による個人または第三者の権利利益侵害の可能性が低いこと。

## (集計数値資料の提供と受領)

第6条 利用者は前条により利用を承認された対象範囲及び項目についてのみコンピュータ出力帳票または磁気媒体により提供を受けるものとする。なお、オンライン供給による資料の提供は行わないものとする。

2 集計数値資料の提供を受けた者は、「数値資料受領書」（様式第2号）を委員長に提出しなければならない。

## (集計数値資料の利用者の責務)

第7条 集計数値資料の利用者は、承認された目的以外に資料を利用してはならない。

## 《B：患者の予後情報の提供》

《関係条項：第8条－第10条、関係提供申請用紙等：様式第3号－第5号》

## (患者の予後情報の提供申請)

第8条 岩手県地域がん登録票届出医師または届出医療機関は、当該届出医師または届出医療機関からの届出患者についての予後情報を必要とする場合には、その情報を受けることができる。



関からの届出患者についての予後情報を必要とする場合には、その情報を受けることができる。  
この場合には、委員長あてに「予後情報提供申請書」（様式第3号）により申請しなければならない。

（患者の予後情報の提供と受領）

第9条 委員長は当該患者について、申請者から届出があったことを確認の上、「予後情報報告書」（様式第4号）を作成し、手渡しまたは郵送により提供する。

2 予後情報を受領した申請医師または医療機関は、「予後情報受領書」（様式第5号）を委員長に提出しなければならない。

（患者の予後情報の利用者の責務）

第10条 患者の予後情報を受領した医師または医療機関は、次の事項を守らなければならない。

- （1）受領した資料は、第三者に譲渡、貸与、閲覧させてはならない。
- （2）資料から得た患者個人の情報を漏らしてはならない。

《C：個人を同定しうる情報を含む資料の利用》

《関係条項：第11条—第17条、関係利用申請用紙等：様式第6号—第10号》

（個人を同定しうる情報を含む資料の利用申請）

第11条 がんの診断、治療及び予防を研究目的とする場合で、個人を同定しうる情報を含む資料（届出医師または届出医療機関から申請された患者の予後情報を除く）の利用を希望する者は、委員長あてに「個人同定資料利用申請書」（様式第6号）に、「個人同定資料利用に関する誓約書」（様式第7号）を添えて申請しなければならない。

（個人を同定しうる情報を含む資料の利用審査）

第12条 前条の申請があった場合、委員長は資料利用の可否について岩手県保健福祉部長と協議するものとする。岩手県保健福祉部長は、委員長から協議を受けた場合は、次の基準により申請内容を審査し、委員長に回答するものとする。委員長は、岩手県保健福祉部長が資料の利用について可とした場合にのみ、資料の利用を承認することができる。

- （1）疫学研究の場合は、申請者の所属する機関の倫理審査委員会の承認を受けていること。
  - （2）研究ががんの診断、治療及び予防を目的としていること。
  - （3）研究の公益性が高いこと。
  - （4）がん登録の資料を利用しなければ、研究を実施できず、または研究の価値を著しく損ねるなど、がん登録資料利用の必要性が高いこと。
  - （5）資料が提供された場合の資料の管理責任者の選定など、資料の機密保持のための具体的方策が明らかであること。
  - （6）資料提供による個人または第三者の権利利益侵害の可能性が低いこと。
- 2 岩手県保健福祉部長は、前項の審査にあたっては委員長、岩手県医師会長の意見を聴取することができる。

（個人を同定しうる情報を含む資料の提供）

第13条 委員長は第11条の申請を承認した場合、「個人同定資料利用承認書」（様式第8号）を添えて、個人を同定しうる情報を含む資料を提供することができる。

- 2 利用者は前条により利用を承認された範囲内の資料をコンピュータ出力帳票または磁気媒体により提供を受けるものとする。なお、オンライン供給による資料の提供は行わないものとする。
- 3 委員長は資料を提供するにあたって、利用申請者に資料の保管等に十分な配慮を義務づけなければならない。
- 4 個人を同定しうる資料の利用期間は、承認の日から最長1年間とする。

(個人を特定しうる情報を含む資料の受領)

第14条 第12条により資料の利用を認められた者は、資料の受領と同時に「個人特定資料受領書」(様式第9号)を委員長に提出しなければならない。

(個人を特定しうる情報を含む資料の返却・消去)

第15条 第13条により資料の提供を受けた者は、利用期間が終了したとき、または利用期間内であっても研究目的が終了したときには、その資料をすみやかに委員長に返却または消去し、直ちに「個人特定資料返却・消去報告書」(様式第10号)を委員長に提出しなければならない。

(個人を特定しうる情報を含む資料の利用者の責務)

第16条 個人を特定しうる情報を含む資料の利用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 承認された目的以外に利用してはならない。また第三者に資料を譲渡、貸与、閲覧させてはならない。
- (2) 資料から得られた、患者個人及び届出医療機関の情報を漏らしてはならない。
- (3) 資料から得られた、患者、その家族及び届出医療機関と接触してはならない。
- (4) 資料の保管に十分配慮しなければならない。

(個人を特定しうる情報を含む資料の利用者への検査等)

第17条 委員長は第13条により個人を特定しうる情報を含む資料を提供したのちに、その利用者が守るべき責務に違反した疑いが認められた場合には、岩手県保健福祉部長に報告し、岩手県保健福祉部長は必要に応じて、その資料の保管状況等について立入検査し、または報告を聴取することができる。

2 第13条により個人を特定しうる情報を含む資料を受領した者は、前項の検査、報告に協力しなければならない。

3 岩手県保健福祉部長は検査等の結果、利用者に遵守事項の違反があった場合は、委員長に対して当該利用者から提供した資料を直ちに返却させるよう求めることができる。

(登録資料利用に係る申請書等の整理保管、報告)

第18条 委員長は登録資料利用に係る申請書、承認書、報告書、誓約書、受領書等を整理保管しなければならない。

2 委員長は資料利用状況について「登録資料利用記録簿」(様式第11号)に記録し、この記録簿により岩手県保健福祉部長及び岩手県医師会長に報告しなければならない。

(その他)

第19条 委員長は本規定にない申請については、岩手県保健福祉部長、岩手県医師会長と協議して定める。

付則

1. この規定は、平成9年2月25日より施行する。
2. この規定は、平成14年5月13日に改正する。
3. この規定は、平成15年9月6日に改正する。

# 宮城県新生物レジスリー調査票

* 登録番号		* 記入年月日		平成		年		月		日	
* 検査番号	1 採集方法	2 採集報告書番号	3 DON	医療機関名(科名)		医師名		再調査①		平成	
ふりがな	性別		1 男	2 女	患者番号		再調査②		平成		
患者氏名	性別		1 男	2 女	患者番号		再調査③		平成		
生年月日	1 明治	2 大正	3 昭和	4 平成	診療番号		再調査④		平成		
初発時住所	市・区		町・村								
診断名	組織所見										
断年月日	3 昭和	4 平成	年	月	日	1 確定	2 疑	3 初発・再発	4 初発	5 再発	6 不明
診断要領	1 集団検診	2 健診	3 他	4 あり	5 なし	6 不明	7 剖検	8 組織診	9 あり	10 なし	11 不明
手術	1 病巣切除あり	2 病巣切除なし	3 病巣切除不明	4 なし	5 不明	6 手術年月日	7 手術施設名	8 当院	9 不明	10 他院	11 不明
その他参考となる事項(患者の紹介元・紹介先・病状・検査・検査・治療等で、参考となる事項がありましたらご記入下さい) 診断根拠: Xp・CT・MRI・Echo・内視鏡・他 ( ) 治療: 放・化・免・レザ・TAE・他 ( ) 紹介元: ( ) 紹介先: ( ) 入院期間: ( )											
死亡年月日: 平成 年 月 日 死亡場所: 当院・不明 ( ) 他院 ( )											

がん登録事業実施体制図

